

議案第14号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第3条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第9条第1項の規定による扶養親族に係る届出の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p><u>(2) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア 第9条第1項の規定による扶養家族の認定に係る<u>事実の確認</u></p> <p>イ 略</p> <p><u>(3) 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>第5条の規定による住居届の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p>イ <u>第6条第1項の規定による住居手当の月額</u>の決定又は改定に係る<u>事実の確認</u></p> <p>ウ <u>第6条第3項の規定による証拠書類の提出の請求</u></p> <p><u>(4) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>第3条の規定による通勤届の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p>イ 第4条第1項の規定による通勤手当の額の決定又は改定に係る<u>事実の確認</u></p> <p>ウ <u>第4条第3項の規定による証拠書類の提出の請求</u></p> <p><u>(5) 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>第7条の規定による単身赴任届の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p>イ 第8条第1項の規定による単身赴任手当の月額の決定又は改定に係る<u>事実の確認</u></p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第3条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第9条第1項の規定による扶養家族の認定</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第7条第1項の規定による住居手当の月額の決定又は改定</p> <p>イ 第7条第2項の規定による住居手当認定簿への記載</p> <p>(3) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第4条第1項の規定による通勤手当の額の決定又は改定</p> <p>イ 第4条第2項の規定による通勤手当認定簿への記載</p> <p>(4) 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第8条第1項の規定による単身赴任手当の月額の決定又は改定</p>

<u>ウ 第8条第3項の規定による証拠書類の提出の請求</u>	<u>イ 第8条第2項の規定による単身赴任手当認定簿への記載</u>
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に市町村が受理した届出に係る改正前の鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条第1項各号に掲げる事務については、なお従前の例による。